

【参考資料】



用語集

あ行	
空き家等対策計画	空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。市町村が策定。
雨水貯留機能	雨水を地表や地下などに貯める機能。
雨水貯留施設	雨水を地下に浸透させたり、地表や地下に貯留させることで地表に水があふれるのを防ぐ効果を発揮する施設。
液状化	ゆるく堆積した砂の地盤が強震により地層自体が液体状になる現象。液状化が生じると、噴砂現象や建築物の沈下、地下埋設管やマンホールなどの抜け上がり現象が発生する。
L2 (エルツー)	想定される最大規模の津波や洪水。発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害が想定される津波や洪水。
L1 (エルワン)	数十年から百数十年に一度、発生が想定される、比較的頻度の高い一定程度の津波や洪水。
か行	
海岸保全施設	海岸保全区域内にある津波や高潮等による海水の侵入又は海水による侵食から海岸を防護するための施設。堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤等がある。
海拔ゼロメートル地帯	土地の標高が海水面と同じレベル（0m）かそれ以下の地帯。洪水や内水氾濫、高潮で浸水被害を受けやすい。
家屋倒壊等氾濫想定区域	川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の侵食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。
河川整備計画	河川整備基本方針に沿って、20～30年後の河川整備に関する目標を明確にして、河川の工事及び維持の両面にわたり具体的な内容を定めた計画。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの、及び急傾斜地に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。市町村の意見を聞いて都道府県知事が指定。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画において市町村が指定。

業務継続計画	災害時に自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。
緊急安全確保	以下の2つの意味がある。 ①（避難情報として）警戒レベル5緊急安全確保は災害が発生・切迫した状況で、住民などに命の危険から少しでも身の安全を確保するよう指示するために、市町村長が発令する避難情報。 ②（避難行動として）主に①の発令時など、安全な避難ができない可能性がある状況下で命の危険から少しでも身の安全を確保するためにとる次善の行動。
警戒レベル	災害時にとるべき行動や避難などの行動を促す情報を、災害の切迫度に応じて5段階のレベルで表したもの。
建設型応急住宅	住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で家を得ることができないものに、建設し供与する住宅。
広域避難	市町村の区域を越えた避難場所への避難。
公共施設等総合管理計画	高度経済成長期に整備された公共建築物やインフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道等）について、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の適正配置を目指していくための基本的な考え方や方向性を定めた計画。
洪水氾濫	次の2つの意味がある。 ①大雨により川から水があふれて氾濫すること（一般用語として使われる）。 ②大雨により川が増水すること（主に土木用語として使われる）。
高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、都道府県の住宅部局と福祉部局が共同で、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標、高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進等を定める計画。
高齢者等事前避難対象地域	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、市町が避難を呼びかけるは事前避難対象地域で、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域。



国土強靱化計画	大規模自然災害等に備えた国土全域に渡る強靱な国づくりを推進するため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく計画。国は国土強靱化基本計画、国土強靱化基本計画を策定し、都道府県、市町村は国土強靱化地域計画を策定。
個別避難計画	近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっていることを受け、在宅の避難行動要支援者ごとの避難計画を定めるもの。令和3年5月の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務となった。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりのこと。
さ行	
災害に強いまちづくり計画	本ガイドラインでは都市計画マスタープラン、立地適正化計画防災指針、都市防災総合推進事業や住宅市街地総合整備事業の整備計画等、市街地の防災性向上を図ることを目的として策定する計画等を指す。
災耐化	建築物・構造物等を、地震・洪水・強風・積雪など自然力の作用に抵抗するように整備し、災害時にその機能を保持するという直接の防御対策
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と規定されている。
止水板	豪雨や災害時に建物の中、地下などへ水が流れ込むのを防ぐ板。家の玄関やマンションのエントランス、地下鉄の入り口などに設置して地下に水が流れ込むのを防ぐ。
地すべり防止区域	地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した地すべり区域、地すべり区域に隣接する区域を包括する区域。地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為（地下水の誘致、排除、切土等）について制限される。
事前復興計画	復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を含めた総合的な計画を指す。
住生活基本計画	住生活基本法に基づく住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。国が定める全国計画と地方公共団体が定める計画がある。

償却・在庫資産	償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、構築物、機会及び装置、船舶、車両、工具、器具、備品等がある。在庫資産とは、営業目的で保有する資産、または資産になる過程のもの。
浸水警戒区域	滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく、200年に1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれが認められる土地の区域で一定の建築物の建築の制限をすべき区域。滋賀県知事が指定。
浸水継続時間	ある地点において氾濫水が到達した後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示したもの。
浸水想定区域	川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域。
森林整備計画	森林法に基づき、市町村が講ずる森林関係施策の方向、森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範を定める計画。市町村が定める。
垂直避難	洪水や土砂災害時において自宅・施設等の上階へ移動する避難方法。
3D（スリーディー）	three dimensions の略称で3次元（立体）を意味する。奥行と幅と高さがある画像表示を指す用語。
前線豪雨	寒気団と暖気団との境界線を前線といい、前線に伴って発生した著しい災害をもたらした顕著な大雨現象。
総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略。地方における人口減少克服と活性化に向けた基本方針、政策を示す計画。国ではまち・ひと・しごと創生本部のもと、まち・ひろ・しごと創生基本方針、長期ビジョン・総合戦略を策定して施策を推進している。総合戦略は市町村においても策定されている。
た行	
耐火率	ある区域の全建築物の建築面積に対する耐火建築物の建築面積の割合。市街地の燃えにくさや防火性能の指標として用いられる。
耐震改修促進計画	建築物の地震に対する安全性の確保と向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、建築物の耐震改修を促進するための計画。
耐浪化	建築物のRC化等、建築物を津波に耐えられる堅固な構造で建築すること。



地域公共交通網形成計画	公共交通活性化再生法に基づく、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針、対象区域、目標、実施する事業・実施主体、計画期間などを定めた計画。地方公共団体が策定する。
地域福祉計画	社会福祉事業法に基づく、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項等を定めた計画。市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定される。
地区防災計画	平成25年の災害対策基本法の改正により創設された、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画づくりのための制度。
治水地形分類図	治水対策を進めることを目的に、国・都道府県が管理する河川の流域のうち主に平野部を対象として、扇状地、自然堤防、旧河道、後背湿地などの詳細な地形分類及び堤防などの河川工作物等を表示している主題図。土地の成り立ちを理解でき、そこから起こりうる水害や地震災害などに対する自然災害リスクを推定することが可能。国土地理院で公表。
地理空間情報	空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）とそれに関連付けられた様々な事象に関する情報、もしくは位置情報のみからなる情報。地理空間情報には、地域における自然、災害、社会経済活動など特定のテーマについての状況を表現する土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像等の多様な情報がある。
賃貸型応急住宅	住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で家を得ることができないものに、民間住宅を借り上げて供与する住宅。
津波災害警戒区域	津波が発生した場合に、住民等の生命、身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。警戒避難体制を特に整備する。津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定。

津波災害特別警戒区域	津波が発生した場合に建築物が損壊または浸水し、住民等の生命、身体に危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為及び一定の建築物の制限、用途の変更の制限をすべき土地の区域。津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定。
津波防災地域づくり推進計画	津波浸水想定区域内の土地利用や警戒避難体制の整備、津波防災地域づくりの推進のために行う事業等を規定。津波防災地域づくりに関する法律に基づき市町村が作成。
低炭素まちづくり計画	社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の構造の見直しなども含め温室効果ガスの排出量を抑える都市を形成していくための計画。
特定避難困難区域	津波浸水想定区域や津波災害警戒区域のうち、避難対象地域外や避難対象地域内の津波避難ビル等への避難が困難となる地域。
都市機能	商業、業務、居住、文化、福祉、行政など都市における活動において必要な機能。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。都道府県が策定。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市計画マスタープラン	都市計画法において、「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする」、とされている。ここでいう「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を、「市町村マスタープラン」あるいは「都市計画マスタープラン」と称する。
都市構造	都市の姿を骨格構造として表現するもの。点「拠点」、線「軸」、面「土地利用」の3つの要素を概念的に捉えて図化され示される。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域。
土砂災害特別警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。
な行	
内水氾濫	雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。雨水出水とも言う。



南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に気象庁から発表される、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもの。
逃げなきやコール	離れた場所に暮らす高齢者等の家族に危険が差し迫った場合、家族が直接電話をかけて避難行動を呼びかける、登録型のプッシュ型メールシステム。
二線堤	本堤背後の堤内地に築造される堤防。控え堤、二番堤とも言う。本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす。
年超過確率	洪水の規模を示す場合に用いる指標。平均して何年に1度の割合でその値を超過する洪水が発生するかを示す。「年超過確率1／100の洪水」という場合、その規模を超える洪水が100年間に1回しか発生しないという意味ではなく、2年連続で発生したり、今年発生したりする可能性もある。
農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業の振興を図ることが必要と認められる地域において、農業の健全な発展を図ることを目的に定められた計画。市町村が策定する。
は行	
B C P（ビーシーピー）	事業継続計画（Business Continuity Plan）。企業が、テロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策等を記述した計画。
避難確保計画	水防法、土砂災害防止法に基づく、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画。対象となる要配慮者利用施設管理者が策定する。
避難可能距離	津波が到達するまでに避難できると考えられる距離。災害時の歩行速度に避難可能時間を乗じて算出。
避難可能時間	津波が到達するまでに避難ができる時間。津波到達予想時間から避難開始時間、避難場所までの移動に要する時間を減じて算出。
避難指示	災害が発生するおそれが高まった状況で、住民などに危険な場所から避難するよう指示するために、市町村長が発令する避難情報。警戒レベル4。
避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがある状況で、高齢者や障害のある方及びその支援者等に避難を促すために、市町村長が発令する避難情報。警戒レベル3。

復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。
不燃領域率	市街地の燃えにくさを表す指標で、市街地面積に占める耐火建築物の敷地及び幅員 6 m以上の道路等の公共施設面積の割合。不燃領域率 40%以上となると最低限の安全性が確保された市街地、70%以上となると殆ど得ない市街地として評価される。
PRATEAU（プラトー）	国土交通省が整備を進めている、日本全国の 3D 都市モデルの整備・オープンデータ化プロジェクト。浸水想定区域図を 3D 都市モデルに重ねることで、避難場所の検討などの防災政策の高度化を図るといった用途を想定。
防災活動拠点	災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。
防災行政無線	国及び地方公共団体が構築している、非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とした通信網。
防災士	NPO 法人日本防災士機構が認証する資格。地域の防災活動のリーダー役を果たすこと、災害時の応急活動や被災地支援活動等を行うことが期待されている。
防災指針	防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の一部として、居住誘導区域内の防災対策を記載する項目。
ま行	
マイ・タイムライン	水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したもの。個人や家族の防災行動計画。
まちづくり協議会	地域の身近な課題の解決に向けて、地域住民等が一体となって課題解決に取り組む組織。
水災害	本ガイドラインでは、洪水、内水氾濫（雨水出水）、高潮及び土砂災害を指す。
密集市街地	老朽木造建築物が相当含まれ、かつ道路などの公共施設の整備水準が低く、防災機能が確保されていない市街地。
や行	
遊水地	河川に接する土地の一部を堤防で囲み、その中を掘り下げて造る治水施設。洪水時の河川水位上昇に伴い、河川の水が上流側の越流堤から遊水地内に流れ込み、水を貯める。



ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。
ら行	
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するためのマスタープラン。
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
流域治水プロジェクト	流域治水の考え方に立ち、河川整備に加え、流域の市町村などが実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導等、都道府県や民間企業等が実施する利水ダムの事前放流等、治水対策の全体像を示したもの。令和3年3月30日に全国109全ての一級水系等で策定・公表
レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を指す。これに対し土砂災害警戒区域はイエローゾーンと言われる。 津波災害特別警戒区域のうち、特に迅速な避難が困難な区域で、住宅など市町村の条例で定める用途の建築とそのための開発行為に関して、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするために市町村の条例で指定する区域もレッドゾーンと言われる。
わ行	
ワークショップ	住民参加型の活動形態のひとつ。参地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、意見交換や共同作業を通じて地域社会の課題を解決するための改善計画立案や、取組推進のために行う。
わたしの避難計画	静岡県が作成し県下の市町村に提供する各世帯の避難計画を作成するための様式。